

住 宅

入居募集



入居資格

・雄武町内に住所を有する人または有することになる人。
・町税などに滞納がないこと。

●町営住宅 (団地)

・所得が政月収で一般世帯は15万8千円、裁量世帯は25万9千円を超えないこと。
※政令月収とは、給与所得者は1年

消費税の届け出はお済みですか

個人事業主で、新たに課税事業者(消費税申告・納付が必要な人)となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書(基準期間用)」を提出する必要があります。
令和4年分において課税事業者となる人

令和2年分(基準期間)の課税売上高が1千万円を超えている場合には、令和4年分は消費税の課税事業者に該当します。この場合、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書(特定期間用)」を提出する必要があります。なお、特定期間における1千万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

簡易課税制度の選択

課税期間における課税売上高が5千万円以下の人は、簡易課税制度を選択することができます。令和4年分から簡易課税制度を適用して申告する人は、令和3年12月31日(金)までに、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

●町営住宅

	団地名	間取り	建築年度	戸数	家賃	単身
新規	旭日	3LDK	平成6年	1	22,700円～52,300円	不可
	旭日	3LDK	平成5～7・9～11年	8	21,000円～53,900円	不可
	宮下	3LDK	昭和59・60年	3	13,400円～29,200円	不可
	緑町	2LDK	平成20年	1	16,700円～38,500円	不可
	緑町	3LDK	平成22年	1	20,100円～46,300円	不可
	潮見	3LDK	昭和61・62・63年	5	16,000円～40,500円	不可
	魚田	3DK	昭和52・53年	2	9,100円～20,700円	可
	魚田	3LDK	昭和55年	1	11,100円～21,500円	可
継続	魚田	3LDK	昭和55年	1	11,100円～21,500円	可
	幌内	3LDK	昭和51年	1	7,800円～17,000円	可

間の給与所得控除後の金額に、自営業者は1年間の事業所得から必要経費を控除した金額に、扶養控除などを差し引いた額を12で除したものです。
※裁量世帯とは、高齢者世帯(60歳以上)、高齢者と18歳未満の世帯、

●サンライズビレッジ

新規	間取り	建築年度	戸数	家賃	単身
	1LDK	平成5年		30,000円	専用
継続	間取り	建築年度	戸数	家賃	単身
	1LDK	平成6年		30,000円	専用

障がい者(障がいの程度による)がいる世帯、乳幼児がいる世帯、婚姻後2年以内で夫婦ともに35歳未満の世帯(小学生以下の児童がいる場合も可)などです。

●サンライズビレッジ

・満35歳未満の独身勤労者であること
・役場備え付けの申込用紙に入居する人の住民票を添えて提出してください。

申込方法

・令和3年1月1日に他市町村において住民登録されていた人は当該市町村で発行される市町村民税課税証明書、所得証明書などの直近1年分の所得が分かるものと、納税証明書も合わせて提出してください。

選考方法

・申込者多数のときは、住宅困窮度の高い人から入居決定し、困窮度が同じ場合は抽選とします。
※最新の住宅情報は、ホームページ

※簡易課税制度を選択された人は、事業を廃止した場合を除き、2年間に継続した後でなければ選択をやめることはできません。
なお、選択をやめる場合には、やめようとする課税期間の開始日の前日までに、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要があります。
各種届出書は、e・Taxでも提出できます。詳しくは、e・Taxホームページでご確認ください。
e・Taxホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>
関別別税務署
(紋別市南が丘町2丁目)
☎0158・23・2191

所得税・復興特別所得税の予定納税

予定納税が必要な人には、6月中旬に紋別税務署から「予定納税額の通知書」を送付しています。この通知書に記載された第2期分の金額が納税する額です。

予定納税

前年分の所得税および復興特別所得税の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合に、原則としてその3分の1相当額をそれぞれ7月(第1期分)と11月(第2期分)に納付する制度です。

予定納税額の納付

振替納税を利用している人は、第2期納期限(11月30日(火))に指定さ

れた金融機関の口座から自動的に引き落とされます。その他の人は、納期限までに金融機関または紋別税務署窓口で納付してください。なお、納付金額が30万円以下の場合には、送付したバーコード付納付書を使用してコンビニエンスストアで納付することができます。

インターネットを利用して電子納税を利用できます。手続きについては、e・Taxホームページでご確認ください。

e・Taxホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>
国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>

※納付には便利な振替納税をご利用ください。
関別別税務署
(紋別市南が丘町2丁目)
☎0158・23・2191

年末調整手続きの電子化について

年末調整の際に従業員が勤務先に提出する保険料控除申告書などの書類については、従業員から電子データにより提供を受けることが可能です。また、これらの書類に添付していた保険会社から送付されている控除証明書についても電子化が進んでい

で公開しています。申込用紙もダウンロードできます。
<http://www.town.ounu.hokkaido.jp/>
※住宅使用料のお支払いには、安心便利な口座振替が利用できます。
応募締切 11月15日(月)
継続 随時受付
※問い合わせ時に募集を終了している場合があります。
国税財管理課 関係

税金

税を考える週間

国税庁では、11月11日(木)から17日(水)までを「税を考える週間」としてしています。

令和3年の「税を考える週間」は、テーマを「くらしを支える税」とし、集中的にさまざまな広報広聴施策を実施します。
詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ

www.nta.go.jp

関別別税務署

(紋別市南が丘町2丁目)
☎0158・84・2191

ます。国税庁では、電子データを利用し年末調整手続きを簡便化するため、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」(以下「年調ソフト」)を無償提供します。

年末調整手続きの電子化による流れ

- ①従業員が、保険会社などから控除証明書などを電子データで受領
- ②従業員が、①の電子データを年調ソフトにインポート(自動入力、控除額の自動計算)
- ③従業員が、控除額が自動計算された保険料控除申告書、住宅ローン控除申告書等を電子データにて勤務先へ提出
- ④勤務先において、③の電子データを給与システムにインポートして年税額などを計算

年末調整手続きの電子化の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。また、同サイトにおいて、年調ソフトをダウンロードすることができます。

また、Web・TAX・TVでは年調ソフトの使い方などの動画を掲載しています。

国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>
Web・TAX・TV
<https://www.nta.go.jp/publication/webtaxtv/index.html>

関別別税務署

(紋別市南が丘町2丁目)
☎0158・23・2191